

処遇改善支援手当について

(目 的)

第1条 この特則は、福祉・介護職員処遇改善支援補助金を原資として職員に支給する処遇改善支援手当について定めたものである。

(支給期間)

第2条 処遇改善支援手当は、福祉・介護職員処遇改善支援補助金の交付対象期間中(令和4年2月1日から令和4年9月30日)に限り、臨時的に支給する。

(支給対象者)

第3条 処遇改善支援手当は、原則として利用者に直接介護サービスを提供する介護職員に対して支給する。ただし、その他の職員に対して支給することがある。

(支給額)

第4条 (仮称) 処遇改善支援手当の支給額は、福祉・介護職員処遇改善支援補助金の交付額の範囲内で、法人が決定する。

2 令和4年2月分及び同年3月分の処遇改善支援手当は、一時金として支給し、同年4月分から同年9月分までは、交付される支援補助金の額に応じて法人が決定した額を毎月定額で支給する。

附 則

1 この特則は、令和4年2月1日から適用し、令和4年9月30日まで有効とする。